

総務委員会資料

陳情の審査

陳情第86号

極左暴力集団中核派の公共施設使用禁止に関する陳情

資料 陳情第86号 極左暴力集団中核派の公共施設
使用禁止に関する陳情について

令和3年8月31日

総務企画局

陳情第86号 極左暴力集団中核派の公共施設使用禁止に関する陳情について

1 陳情の要点について

中核派（革命的共産主義者同盟全国委員会）は4年前から川崎市内において集会・デモを継続的に開催している。同団体は過去にも反社会的活動を行っており、川崎市民の安全、市職員の生命を守るため、極左暴力集団を排除し、川崎市公共施設の貸出を禁止してほしい。

2 極左暴力集団について（参照：警察白書、警察庁ホームページ）

(1) 極左暴力集団

暴力革命による共産主義社会の実現を目指す極左暴力集団であり、依然として「テロ、ゲリラ」の実行部隊である非公然組織を擁するとともに、組織の維持・拡大を目指し、暴力性・党派性を隠して労働運動や大衆運動に取り組んでいる。

また、「中核派（革命的共産主義者同盟全国委員会）」とは、昭和38年に極左暴力集団の「革マル派（日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派）」と分裂して発足した極左暴力集団の党派の一つで、過去数多くのテロやゲリラを実行するとともに、国鉄闘争を基軸に、反原発闘争、改憲阻止闘争等を中心とした闘争を継続し、組織の維持・拡大を企図している。

(2) 警察による極左暴力集団対策について

極左暴力集団に対する事件捜査やマンション、アパート等にある非公然アジトの発見に向けた活動を推進するとともに、ウェブサイトをはじめとする各種媒体を活用した広報活動を推進するなど、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、極左暴力集団による違法行為の取締りを実施している。

3 公の施設の利用不許可について

(1) 地方自治法における公の施設の規定について

地方自治法第244条第2項には、地方公共団体及び指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない旨が規定されている。

正当な理由に該当するかどうかは個別具体的に判断されることとなるが、一般的には、公の施設の利用に当たり使用料を支払わない場合、公の施設の利用者が予定人員を超える場合、その者に公の施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険があることが明白な場合、公の施設の利用に関する規定に違反して公の施設を利用しようとする場合等は、正当な理由に該当するとされている。

(2) 公の施設の利用不許可に関する最高裁判例について

ア 泉佐野市民会館事件（最高裁平成7年3月7日判決）

中核派系の影響を受けた組織が泉佐野市民会館で集会を開催しようとしたところ、地方自治法第244条にいう公の施設である市民会館の使用許可の申請につ

いて、泉佐野市が会館の使用を許可してはならない事由を定める市立泉佐野市民会館条例第7条のうち第1号の「公の秩序をみだすおそれがある場合」及び第3号の「その他会館の管理上支障があると認められる場合」に該当すると判断し、不許可とする処分をした事件。

最高裁は、「公の秩序をみだすおそれがある場合」とは、集会の自由を保障する重要性よりも、集会が開かれることによって、人の生命・身体・財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合と限定して解すべきであり、危険性の程度としては、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるだけでは足りず、明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要であるとした。

事件に関しては、主催者グループが違法な実力行為を繰り返し、対立グループと暴力抗争を続けており、会館等での衝突が起こり、職員や住民等の生命等が侵害される客観的事実が具体的に明らかに予見され、不許可処分は違法でないとした。

イ 上尾市福祉会館使用不許可事件（最高裁平成8年3月15日判決）

労働組合幹部の合同葬儀会場として上尾市福祉会館を使用する許可申請がなされたが、館長は反対セクトの妨害のおそれがあると判断し、条例で定められている「会館の管理上支障があると認められる」場合に当たるとして不許可処分をした事件。

最高裁は、「会館の管理上支障があると認められるとき」という条例の規定は、支障が生ずる事態が、許可権者の主観により予測されるだけでなく、客観的な事実に照らして具体的に明らかに予測される場合に初めて、不許可にできることを定めたものとした上で、主催者が集会を平穩に行おうとしているのに、集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者が、実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがあることを理由に利用を拒むことができるのは、警察の警備等によっても混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合に限られるとした。

事件に関しては、そのような場合に当たらず、不許可処分は違法とした。

4 本市における公の施設の利用について

本市における公の施設については、施設ごとに設置根拠となる条例が定められており、施設利用の許可やその制限・取消し等についても各施設ごとに条例や規則で定められている。

したがって、各施設における利用の許可やその制限・取消し等については、上記最高裁判例の趣旨も踏まえながら、個別の事案ごとに、各施設の設置条例等の規定に基づき、各施設管理者が判断することとなる。